

センター構成市の権利擁護支援の実施状況について

	狛江市	調布市	日野市	多摩市	稲城市
1. 計画	第1期成年後見制度利用促進事業計画	調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組	地域福祉計画内	地域福祉計画内	成年後見制度利用促進基本計画
2. 中核機関	市・社協・センター	市・センター	社協(身近な地域の相談支援を行う中核機関)・センター(主たる中核機関)	社協(身近な地域の相談支援を行う中核機関)・センター(共通する課題に広く取り組む中核機関)	市・社協・センター
3. 相談・支援					
成年後見制度	福祉政策課・社協	福祉総務課(専門相談員有)	社協	社協	社協
認知症	福祉相談課	高齢者支援室高齢福祉担当	高齢福祉課	高齢支援課	高齢福祉課
知的障がい・精神障がい	福祉相談課	障害福祉課	障害福祉課	障害福祉課	障害福祉課
生活保護	福祉相談課	生活支援課	生活福祉課	生活福祉課	生活福祉課
生活困窮	福祉相談課(こま YELL)	社協 総合相談・支援窓口『調布ライフサポート』	セーフティネットコールセンター(課) サテライトセンター(社会福祉法人 創隣会) 生活上の困りごとの相談窓口 「福祉の初期総合相談窓口」	福祉総務課	生活福祉課 (福祉くらしの相談窓口)
地域包括支援センター	3箇所 1. あいとびあ(社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会) 2. こまえ苑(社会福祉法人 狛江福祉会) 3. こまえ正吉苑(社会福祉法人 正吉福祉会)	8箇所 1. はなみずき(介護老人保健施設 花水木) 2. ちょうふの里(社会福祉法人 東京かたばみ会) 3. ちょうふ花園(社会福祉法人 桐仁会) 4. 至誠しはさき(社会福祉法人 至誠学舎立川至誠ホーム) 5. ときわぎ国領(社会福祉法人 常盤会) 6. ゆうあい(公益財団法人調布ゆうあい福祉公社)	9箇所 1. もぐさ(医療法人社団 心施会) 2. あさかわ(社会福祉法人 寿優和会) 3. すてつぶ(医療法人社団 康明会) 4. あいりん(社会福祉法人 創隣会) 5. せせらぎ(医療法人社団 英世会) 6. 多摩川苑(社会福祉法人 マザアス) 7. いきいきタウン(医療法人社団 佐々木クリニック) 8. すずらん(医療法人社団 英世会) 9. かわきた(医療法人社団 康明会)	7箇所 1. 西部(社会福祉法人大和会) 2. 東部(社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会) 3. 多摩センター(社会福祉法人 楽友会) 4. 中部(社会医療法人 河北医療財団多摩事業部) 5. 北部(社会福祉法人 東京すみれ会) 6. 基幹型(多摩市役所健康福祉部高齢支援課内)	4箇所 1. ひらお(社会福祉法人 平尾苑) 2. やのくち(社会福祉法人 正吉福祉会) 3. エレガントもむら(社会福祉法人 永明会) 4. こうようだい(アースサポート株式会社)
基幹相談支援センター	未設置	設置(障害福祉課)	未設置	未設置	未設置

		狛江市				調布市				日野市				多摩市				稲城市							
4. アセスメント		福祉相談課・社協(▲)				—				市長申立		—		社協(R3年度開始)				—							
										それ以外		—													
5. 受任調整等		支援・検討会議(予定)												後見等候補者検討委員会(R3年度開始)											
センター		福祉相談課				福祉総務課と原課				市長申立		福祉政策課		原課・社協(R3年度開始)				原課							
センター以外の法人後見		福祉相談課・社協(▲)				—				それ以外		—		—				—							
専門職		福祉相談課・社協(▲)				福祉総務課 (専門職紹介制度)				それ以外		包括(社協) 特定の専門職へ		社協(R3年度開始)				—							
6. 申立支援																									
申立件数 (R2年度)		後見	保佐	補助	任意後見 監督人選任	後見	保佐	補助	任意後見 監督人選任	後見	保佐	補助	任意後見 監督人選任	後見	保佐	補助	任意後見 監督人選任	後見	保佐	補助	任意後見 監督人選任	後見	保佐	補助	任意後見 監督人選任
		17	10	4	1	52	8	5	1	48	7	1	1	43	3	0	4	20	4	0	0				
内センター利用者数		法人後見2件				法人後見7件、市民後見2件				法人後見12件、市民後見2件				法人後見6件、市民後見2件				法人後見1件							
後見の比率(受任調整の目安)		53.1%				78.8%				84.2%				86.0%				83.3%							
人口(成年後見人等1人当たりの人口) R3年4月1日現在		83,218人(2,600人)				233,658人(3,540人)				187,048人(3,281人)				148,411人(2,968人)				92,585人(3,868人)							
市長申立		担当課		福祉政策課				福祉総務課				福祉政策課				福祉総務課				不明					
		要綱		成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱				成年後見制度における市長審判請求手続等に関する要綱				成年後見制度における市長審判請求手続等に関する要綱				成年後見制度における市長の審判請求手続等に関する要綱				不明					
		支援		福祉相談課				?				高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課				社協(R3年度開始)				?					
		件数		認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	その 他	認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	その 他	認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	その 他	認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	その他	認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	その 他		
				H30	12	0	2	0	22	1	2	3	8	1	3	1	8	0	2	0	3	1	1	1	
H31	10			0	0	0	9	0	3	3	7	1	2	0	17	0	5	0	2	0	1	0			
R2	12	1	1	0	12	1	5	0	17	0	2	2	13	1	4	0	2	0	2	0					
決定方法		部長決裁				部長決裁				調整委員会+部長決裁				部長決裁 (調整委員会を設置する予定)				不明							
それ以外の申立		福祉相談課・社協(▲)				—				包括(社協)				社協(R3年度開始)				—							
7. 成年後見人等支援		社協(▲)				—				—				社協(R3年度開始)				—							

		狛江市		調布市		日野市		多摩市		稲城市	
8. 助成											
		高齢	障がい	高齢	障がい	高齢	障がい	高齢	障がい	高齢	障がい
申立費用	担当課	福祉政策課			障害福祉課	高齢福祉課	障害福祉課		福祉総務課		障害福祉課
	要綱	成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱			後見開始等の審判請求費用助成金交付要綱	成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱	障害者成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱		障がい者成年後見制度利用費用助成要綱		障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱
	予算	1,320千円 (報酬助成を含む。)	984千円 (報酬助成を含む。)		100千円	105千円	480千円 (報酬助成を含む。)		115千円		119千円
	実績(R2)	0件			3件(施設)	0件	1件(在宅)		0件		0件
	対象者	専門職・親族・市民・本人			本人、配偶者 又は4親等内の親族	本人			専門職・親族・ 市民・本人		本人
		高齢	障がい	高齢	障がい	高齢	障がい	高齢	障がい	高齢	障がい
	対象者の資力										
	生保受給者	○			×	○			○		○
	それ以外	生活保護基準により算定した最低生活費の額を下回る者			当該費用を負担した場合に、要保護者になるおそれがあると市長が認める者	申立費用又は報酬費用を負担することにより生活保護が必要になることが明確な者(世帯)			次のいずれにも該当する世帯に該当する者(※1)		不明
費用上限	なし			なし	なし					不明	

※1

(ア)世帯構成員全員について、審判のあった月の属する年度(審判のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)における市民税が非課税であること。

(イ)世帯構成員の年間収入合計額が基準収入額(一人世帯の場合を150万円とし、世帯構成員が一人増えるごとに50万円を加えた額をいう。)以下であること。

(ウ)世帯構成員の預貯金等の合計額が基準貯蓄額(一人世帯の場合を350万円とし、世帯構成員が一人増えるごとに100万円を加えた額をいう。)以下であること。

(エ)日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

		狛江市		調布市		日野市		多摩市		稲城市	
8. 助成(続き)											
報酬	担当課	福祉政策課		高齢者支援室 高齢福祉担当	障害福祉課	高齢福祉課	障害福祉課	福祉総務課	福祉総務課	高齢福祉課	障害福祉課
	要綱	成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱		高齢者後見等 報酬助成金交付要綱	障害者後見等 報酬助成金交付要綱	成年後見制度 利用支援に係る費用助成要綱	障害者成年後 見制度利用支 援に係る費用 助成要綱	成年後見人等 報酬費用助成 要綱	障がい者成年 後見制度利用 費用助成要綱	高齢者成年後 見人等に係る 報酬助成金交 付要綱	障害者成年後 見制度利用支 援事業実施要 綱
	予算	1,320 千円 (申立費用助成を含む。)	984 千円 (申立費用助成を含む。)	240 千円	120 千円	105 千円	480 千円 (報酬助成を含む。)	720 千円	768 千円	326 千円	454 千円
	実績(R2)	6件(在宅2・施設4)	4件(在宅1・施設3)	0 件	0 件	1件(在宅)	0 件	1件(施設)	1件(在宅⇔施設)	0 件	0 件
	対象者	専門職・親族・市民・本人			本人、配偶者 又は4親等内の 親族	本人		専門職・親族・市民・本人		本人	
	対象者の資力										
	生保受給者	○		×		○		○			○
	それ以外	生活保護基準により算定した最低 生活費の額を下回る者		当該費用を負担した場合に、要保 護者になるおそれがあると市長が 認める者		申立費用又は報酬費用を負担す ることにより生活保護が必要になる ことが明確な者(世帯)		次のいずれにも該当する世帯に該 当する者 (※1)		不明	
	費用上限	在宅:28 千円、施設:18 千円		在宅:20 千円、施設:20 千円		在宅:20 千円、施設:20 千円		在宅:20 千円、施設:18 千円		在宅:28 千円、施設:18 千円	